

通番		エラー内容	対応方法	必要申請
1	全サービス	サービスコードに該当する支給決定情報が有効ではありません。	請求内容と支給決定内容に差異があります。受給者証を確認してください。直近で追加・取消になっているサービスがある場合、有効期間を確認してください。	
2	全サービス	上限額管理対象外の受給者です。	受給者証の「利用者負担上限額管理対象者該当の有無」を確認してください。利用者負担額が変更していないか確認してください。	
3	全サービス	受給資格を喪失している受給者です	受給者証の支給決定期間を確認してください。一度取消になり、再度新規に支給決定を受けた場合、受給者番号が変わっていることがあります。市外への転出の場合、請求先は基本的に転出先の自治体です。	
4	全サービス	該当の請求情報は既に支払い確定済です	該当の提供月分の請求は既に支払い確定済です。修正事項があり再請求する場合、再請求前に過誤申立が必要です。	過誤申立依頼(電子申請)
5	全サービス	サービス提供量が支給量を超えています	請求内容と支給決定内容に差異があります。受給者証を確認してください。複数事業所を利用している場合、他事業所と合算した結果超過していることがあります。	
6	全サービス	利用者負担上限月額を超過しています	請求内容と支給決定内容に差異があります。受給者証を確認してください。複数事業所を利用している場合、上限管理ができていない可能性があります。	
7	全サービス	上限額管理事業所番号が台帳と一致していません	利用者負担上限額管理事務依頼が未届け、または変更が反映されていません。	利用者負担上限額管理事務依頼届出(電子申請)
8	全サービス	他の事業所と重複した請求です	重複して請求できない日付または時間帯に複数事業所が請求しています。提供実績を確認してください。	
9	全サービス	他事業所の利用がない場合、上限額管理加算を請求することができません。	上限額管理事業所の <u>み</u> を利用した場合、上限管理加算は算定できません。児童通所において複数障害児があった場合でも、 <u>他事業所</u> を利用していなければ算定できません。	
10	全サービス	実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません。	対応する明細書が返戻になっている、または、実績記録票の様式種別番号に対応するサービスが明細書の集計情報欄にありません。明細書および実績記録票を確認してください。	
11	全サービス	請求明細書の契約情報「決定サービスコード」に該当する受給者台帳の支給決定情報が存在していません。	明細書の「契約サービス」に対応する決定サービスが受給者台帳にありません。支給期間開始前・取消後のサービスを請求していないか、「契約サービス」欄に現在無効なサービスが記載されていないか、確認してください。	
12	福祉サービス	請求明細書の障害支援区分が受給者台帳の障害支援区分と一致していません。	障害支援区分が違います。障害支援区分認定通知書または受給者証を確認してください。	
13	計画相談	初回加算が決定支給期間の開始年月以外で算定されています	過去一定期間サービスの利用がない対象者が新たにサービスを利用するにあたり、新規に障害児支援利用計画を作成した場合にのみ算定できるため、通常「決定支給期間(開始年月日)」と同月の請求になります。受給者証を確認してください。	
14	計画相談	受給者台帳のモニタリング対象月が有りの翌月に継続サービス利用支援費が算定されています。	モニタリング月が違います。受給者証を確認してください。	
15	児発・放デイ	同一世帯で複数の受給者に上限額管理加算を算定することができません。	同じ世帯に属するきょうだい児のうち上限額管理加算を算定できるのは 1人のみ です。	